平成２５年（フ）第８８号
岐阜県可児市広眺ケ丘３丁目16番地２、前住所岐阜県美濃加茂市西町６丁目293番地　ＣａｓａＭｉｎｏｋａｍｏ202
債務者　島袋　裕輝
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１６７号
山口県下関市豊浦町大字川棚2275番地10
債務者　小嶋　　悟
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
福岡県飯塚市花瀬538番地１　シャン・ド・フルールＤ103号室
債務者　松尾　久志
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６４７号
北九州市八幡西区熊西２丁目３番19―603号
債務者　瀬戸　清志
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６５４号
北九州市小倉南区中吉田３丁目５番８号
債務者　下條　雅明
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８８号
宮崎市大工１丁目７番43号　第２アオイコーポ203号
債務者　土居田洋子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８９号
宮崎県小林市真方845番地２
債務者　野妻　洋子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１１５号
鹿児島県肝属郡肝付町後田3052番地３
債務者　江口マリアことセンティノアンダヤ，マリアイザベリタアルマ（住民票上の氏名ＥＧＵＣＨＩ　ＭＡＲＩＡ　ＩＳＡＢＥＬＩＴＡ　ＡＬＭＡ　ＣＥＮＴＩＮＯ）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
福島県郡山市横塚１丁目４番21号　グリーンビル410号
債務者　榊枝　由起（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
長野県上田市緑が丘１丁目５番26号　県住Ｍ―２　302号
債務者　増田　茂夫
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２１５号
兵庫県明石市魚住町清水631番地　県住112号
債務者　岡本　影子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
兵庫県明石市魚住町西岡1947番地の６　パル明石魚住303号、前住所兵庫県明石市魚住町西岡1947番地の６　パル明石魚住211号
債務者　コットン楽々こと　土井　建治
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
兵庫県明石市朝霧東町３丁目１番27号　パレス大蔵谷105号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬166番地の165
債務者　堀　　貴行
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の３　市住１―406号
債務者　田中　弘享
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
佐賀県唐津市相賀2553番地２
債務者　山崎　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３９３６号
大阪市阿倍野区旭町３丁目１番２―407号
債務者　岡村　義信
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部